

## 事業計画に関する技術提案の条件等

(事業名:森林環境保全整備事業(育成受光伐ほか 木曽21灰沢))

(設定している標準案(条件))

・標準案は、製品生産事業中部森林管理局仕様書、特記仕様書及び製品生産事業請負事業実行管理基準に記載してあるとおりである。

(技術提案にあたっての条件等の内容)

事業計画上の考慮事項についての工夫・提案

工程管理についての工夫・提案

残存木・搬出木の損傷保護についての工夫・提案

自然環境への配慮についての工夫・提案

品質管理についての工夫・提案

安全管理についての工夫・提案

## 事業計画に関する技術提案

(事業名 : )

会社名 :

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
- 標記については、標準案に基づき実施します。

※ いずれかを☑すること。

| 項目  | 具体的な対策方法等 |
|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画上の考慮事項についての工夫・提案</li> <li>・工程管理についての工夫・提案</li> <li>・残存木・搬出木の損傷保護についての工夫・提案</li> <li>自然環境への配慮についての工夫・提案</li> <li>・品質管理についての工夫・提案</li> <li>・安全管理についての工夫・提案</li> </ul> |           |

## (備考)

- 受注者は上記の提案について、誠実に対応するものとする。
- 原則として、安全管理、工程管理及び品質管理についての施工上の工夫に関して入札公告、入札説明書及び工事仕様書で要求されている性能等を超える対策方法等について具体的で明確な提案（「努める」「努力する」等の曖昧な提案ではないもの）を記載することとし、2枚程度までとする。
- 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度までとする。